

平成 20 年 12 月 11 日

平成 20 年度泉佐野市指定管理者制度評価委員会の評価結果について

市においては、平成 18 年度から導入している指定管理者制度導入施設の適正かつ確実な管理運営を確保するとともに、指定管理者の業務改善並びに利用者サービスの一層の向上に資するため、学識知識経験者、議会議員、利用者代表などから構成する指定管理者制度評価委員会を設置し、利用者アンケートや事業報告に基づき、その運営業務、維持管理業務、収支状況などについて確認し、指定管理者が仕様書に適合した業務を行っているかどうかを評価いたしました。

1 開催日程

平成 20 年 11 月 13 日及び平成 20 年 11 月 28 日の両日

2 委員会名簿

委員長 大谷 悟 (大阪体育大学健康福祉学部教授)

委員 坂井 尚美 (弁護士)

委員 森田 将 (公認会計士)

委員 千代松 大耕 (泉佐野市議会議長)

委員 大南 典彦 (泉佐野市町会連合会会長)

委員 米 埜 巳年雄 (泉佐野市体育協会会長)

委員 糺 谷 豊 (泉佐野市長生会連合会会長)

3 指定管理者制度評価対象施設

| No | 担当課 | 施設名 | 指定管理者 | 選定方式 |
|----------|-------|------------------------|-----------------------|------|
| 1 | 政策推進課 | 市立文化会館 | (財)泉佐野市文化振興財団 | 随意 |
| 2 | 介護保険課 | 市立老人憩の家長坂偕楽荘 | 社会福祉法人水平会 | 公募 |
| 3 | 介護保険課 | 市立老人センター長寿園 | NPO 法人いきいきくらぶ | 公募 |
| 4 | 介護保険課 | 市立下瓦屋南ふれあいアスティ | 社会福祉法人常茂恵会 | 公募 |
| 5 及び 6 | 介護保険課 | 市立社会福祉センター及び市立老人福祉センター | 泉佐野市社会福祉協議会 | 随意 |
| 7 | 農林水産課 | 市立かんがい排水施設 | 泉佐野市用水運営協議会 | 随意 |
| 8 | 道路公園課 | 都市公園(りんくう中央公園) | (財)泉佐野市公園緑化協会 | 随意 |
| 9 | 図書歴史課 | 泉佐野市指定文化財旧新川家住宅 | 本町町内会 | 公募 |
| 10 及び 11 | 体育振興課 | 市立市民総合体育館及び市立健康増進センター | 南海ビルサービス・セントラルスポーツ事業体 | 公募 |

5 及び 6 並びに 10 及び 11 はそれぞれ合築施設で 1 の指定管理者であるため、まとめて評価を行った。

4 評価の基準等

評価は、仕様書に基づいた運営管理を行っているかどうかなどの観点から、以下の 5 段階評価により行った。

- 5 特に優れている : 提案内容(仕様書、募集要項内容を含む)を上回った
- 4 優れている : 提案内容(仕様書、募集要項内容を含む)をやや上回った
- 3 良好 : 提案内容(仕様書、募集要項内容を含む)どおり
- 2 一部、良好でない : 提案内容(仕様書、募集要項内容を含む)をやや下回った
- 1 良好でない : 提案内容(仕様書、募集要項内容を含む)を下回った

5 委員会評価の概要について（委員長総括）

指定管理者制度は、多くの地方公共団体が導入を行ってきたが、平成 18 年度から開始された制度である。指定管理者たる民間事業者が、住民の財産たる各公共施設を適正かつ有効に管理しているのかどうかを検証し、評価を行うという本委員会に課せられたミッションは非常に重要なものであった。

市から本委員会に評価を付託された施設は 11 施設であり、各委員は、それぞれあらかじめ関係資料を精査した上で、委員会に臨み、各施設の指定管理者の管理運営の状況について忌憚のない意見を出し合い、評価を行ったところである。

評価対象は、文化や福祉、農業用施設まで含む多種多様なものとなっており、その指定管理者も純粋な民間団体である株式会社や NPO、公共性の濃い社会福祉法人、さらには市において設立した財団法人まで様々なものとなっており、一律に評価を行うのは難しい側面をもっているところである。こういったことから、市が提示した仕様書を基準に、指定管理者がその内容を満たしているのか、さらに上回る実績をつんでいるかどうかということの評価基準として、委員会で審議したところである。以下にその評価ポイントを示す。

運営業務や維持管理業務については、全施設仕様書を満たしており、良好であるとの評価が出たところである。ただし、公園施設については遊具器具について、チェックリストによる更なる確認作業に取り組むべきことが意見として出された。

利用者数をみる利用状況では、泉佐野市が財政状況の悪化により比較するべき平成 18 年度において政策として開館日を減らしていることや、事業を縮小して指定管理者に任せていることから、評価の難しいところであった。利用者数が若干減少している施設も見受けられたところではあるが、指定管理者の運営を原因とするものとは言えず、基本的には指定管理者が今後増やしていくよう努力するようコメントを付し、良好との評価を行った。

収入状況・収支状況においては、施設使用料が無料であり、市から支払われる指定管理委託料のみで運営を行う施設と、施設使用料を指定管理者の収入として運用し、市からの指定管理委託料が全くないものと、全体経費の一部が支払われる施設の 3 形態となっている。その収入状況・収支状況は、おおむね良好であった。ただ、収支決算において、黒字計上ではあるが、総合体育館及び健康増進センターについては施設使用料の収益増による市民サービスへの転換が求められる施設であるため、収入増を求めるコメントを付すとともに、赤字を計上している指定管理者については、安定・継続的な事業実施を行うべきものであるため、収支の改善を図るべきとして、それぞれ厳しい評価を加えた。

また、決算の状況を見極めるためには、より詳細の決算表記が必要であり、一部の指定管理者に対して、その旨をコメントとして付したところである。

運営体制については、それぞれ民間事業者としての柔軟性を発揮していると考えられるところであるが、体育施設については、利用者サービス向上のため、より柔軟な対応が求められており、開館日・時間について、利用者ニーズに即した対応を、市にも協力を求め行うべきことをコメントとして付したところである。

総合評価として、優れていると評価したのは、市立社会福祉センター及び市立老人福祉センターの指定管理者となっている泉佐野市社会福祉協議会、さらに泉佐野市指定文化財旧新川家住宅の指定管理者となっている本町町内会の 2 事業者となったところであり、他の指定管理者については、仕様書での内容を基本的に満たしているものであり、良好との評価となったものである。各事業者に対して、今後とも指定管理者としての業務を全うするとともに、よりよいサービス提供に努められるよう切に願うものである。

なお、これら施設の評価の詳細は、指定管理者制度評価委員会評価一覧表及び施設ごとの指定管理者制度評価シートに記されたとおりとなっている。

また、指定管理者に対する意見ではなく、これら施設やこの評価制度への市行政に対する意見として以下のものが出されていたので、追記事項としてここに記載しておく。まず第 1 点目として、評価項目については、より指定管理者の自主的努力が評価できるような構成にすべきこと。第 2 点目として、各指定管理者が行うこととなっている利用者アンケートについては、不満な点などで理由が詳細に記入できるような項目を設けておくべきこと。第 3 点目として、指定管理者制度の効果をより高め、市民サービスの充実にもつながるよう開館日、開館時間についての柔軟な対応を図れるように規程整備を行うべきことなどである。これらについて、市行政において次回以降の評価の際には実現されるよう努められたい。

最後に、各委員におかれては、限られた時間の中で、委員会運営にご協力もいただき、各自重責を果たされたことに、深く感謝の意を表し、委員長としての総括としたいと思います。

平成 20 年 11 月 28 日

泉佐野市指定管理者制度評価委員会委員長 大谷 悟